## 特集記事 | Feature Article

緒言:特集「再生可能エネルギーと景観」の刊行に寄せて Preface for a Better Understanding of Environmental Conflict over the Renewable Energy Facility-Siting



鈴木晃志郎(富山大学・准教授)

Koshiro SUZUKI, Ph. D. Associate Professor, University of Toyama

## 摘要

3.11 を契機に急増した太陽光発電施設をめぐる景観紛争について、本誌は知る限り学術誌で最も早く 応答し、二年に亘る特集記事を組んで関係者の言説と提言をアーカイブした。本特集はその完結編にあ たり、当事者による問題提起を両論併記した昨年の特集に続いて、これを読んだ関連諸分野の有識者に よる議論をまとめたものである。

2011年3月に起きた東日本大震災と福島第一原発の事故は、日本のエネルギー政策を根本から揺さぶった。そのひとつの帰結として成立したのが太陽光や風力などの再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定期間、一定額で電力事業者が全量買い取るよう義務づける『電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法』(平成23年8月30日法律第108号;通称FIT法)である。

再生可能エネルギーを推進する方向に国家的な 舵が切られれば、その普及に大きな追い風となる ことは自明であり、関連施設の急速な立地展開に よって新たな地域的課題が生じる可能性を予見す ることは難しいことではない。太陽光発電が再生 可能エネルギー全体の多くを占める日本でも、 2014年8月にはメガソーラー進出をめぐる見開き の特集記事が『週刊新潮』誌に掲載され、これを きっかけに太陽光発電をめぐる未知の景観紛争が 全国的に広く知られるようになった。その舞台と なったのが山梨県北杜市である。

日本一の日照時間を謳う北杜市は、地元自治体によって2000年から「新エネルギー」を推進する

政策がとられてきた(山梨県北杜市 2006)。所与の政策的な後押しに雨の少ない内陸性の気候条件と FIT 法の効果が相俟って、同市では 2012 年以降、礎石と鉄管の骨組みを地上に設置した上にパネルを置く「野立て」式の太陽光パネル設置件数が急増し、地域に新たな構造的緊張をもたらした。このとき、最初の声を挙げたのが、太陽光発電施設の立地に直面した周辺住民の幾人かである。彼らの小規模な異議申し立ての活動はやがて組織化され、住民運動グループ「太陽光発電を考える市民ネットワーク」の創設へと結びついていった。先の週刊誌記事も、このグループの一人へのインタビューを含んでおり、彼らはウェブ上でも活発な広報活動を展開していた。

2015 年 7 月、現地を視察し説明を受けながら、 私は問題が顕在化していくスピードの速さに驚き を隠せないでいた。いま北杜市において顕在化し つつある問題は、遠からず全国に拡大するであろ う未来の課題の縮図であり、此処において早急に、 対話と合意形成に向けた適切な試みをなすことは、 この上ない社会貢献となり得るはずである。また 現地調査の際に話を伺った方々は各々、確固たる 理念のもと、当方の想像以上に様々な試みをし、 情報を収集していた。私はむしろそうした当事者 に感情的になることなく各々の見解を表明しあう 場を提供し、以て熟議への道を拓くことが、この 課題を乗り越えるにあたって重要なのではないか と考えるようになった。

ちょうどその二年前、機関リポジトリを無償の データ貯蔵庫として活用することで、誰もが無償 で寄稿できるオープンアクセス電子ジャーナル 『地域生活学研究』が創刊された。縁あってその 編集委員長を拝命していた私は、この雑誌を公器 として活用することにより、誌上でヴァーチャル な熟議型民主主義を実践することができるのでは ないかと考えた。景観紛争の当事者の方々に持論 を主張してもらいつつ、相手の主張を読む機会を も提供することで冷静な議論を喚起し、以て電子 ジャーナルを通じた対話や相互理解の醸成を試み ようということである。幸い編集委員会の諸先生 方からの賛同が得られ、昨年の本誌の特集号とし てこの企画を進めることができた。

執筆者には、現在進行形の問題の渦中にありな がら、その問題に対する自己の考えを述べて頂く という極めて難しいお願いをしなければならなか った。特に、報道等で悪者とみなされがちな立場 の書き手を探し出すことは容易なことではなく、 設置業者の人選には大いに難渋した。依頼に返答 が来ることは稀であったし、「あなたのやろうとし ていることは、公開処刑です」との言葉を投げら れたこともある。二か月以上にわたってメールの やり取りを重ね、こちらの意図を丁寧に伝えて理 解も得られていたものの、最終的には自社従業員 のことを慮って断ってこられた方もいる。彼らと のやりとりを通じて学ぶことは多かった。厳しい 言葉とは裏腹の彼らの揺れる心情を肌で感じ、私 は却って読者に当事者の声に予断を排して耳を傾 ける機会を提供することの重要性を確信すること になった。紆余曲折の末、最終的には問題を告発 した住民グループの 4 名のみならず、趣旨に賛同

した地元太陽光発電施設の所長、コンサルティン グ企業社長、さらには北杜市長にもご寄稿をいた だくことができ、各々真摯に議論をしていただい た。彼らが自ら名前を出して自説を述べて下さっ たことにより、問題の諸相は当事者の語りからだ けでも十分見通せるものになったように思われる。 この難しい課題に取り組んで下さった当事者の 方々には、改めて深く感謝を申し上げたい。

当事者の主張を注意深く読むと、この問題が実 際には極めて多くの、考慮すべき論点を含んでい ることが分かる。当初この問題を報道したいくつ かの報道がそうであったような単純な善悪の図式 のもとで、太陽光パネルを撤去したり設置者は悪 代官だなどとレッテル貼りをして解決するような 問題ではないのである。このように論点が多岐に わたる問題をひとりの有識者が言及しても、その 視野には自ずと専門性からくる一定の限界が生じ ざるを得ない。そこで私は、専門的知見から当事 者たちの示した論点がどう理解され、どのような 処方箋が示されうるのかについて、できるだけ幅 広い関連諸分野の有識者にご寄稿をお願いしよう と考えた。未知の分野・無名の雑誌から突如、手 弁当での寄稿を依頼されたにもかかわらず、最終 的には材料工学、法学、農学から地理学や倫理学 にいたるまで、10名を超える方々が快く寄稿を約 束してくださった。

私が当初そうであったように、第二部を執筆してくださった有識者の多くは北杜市へ足を運んだ経験もなく、それまで太陽光発電をめぐる問題と直接対峙してこられたわけでもない。それでも本特集の出版意義に共鳴していただき、この困難な課題と向き合ってくださった諸先生方には、感謝の言葉もない。この場をお借りして改めて謝意を表したい。

本特集を読んだからといって、この問題に対する唯一の正しい解が得られるわけではないだろうことは、あらかじめお断りしておかなくてはならない。化学式や数式のように唯一の正答とその他

の誤答があるわけではないのは、人を相手にした「不細工な」科学の宿命である。しかし、現実社会における課題のほとんどは、こうした地道な積み重ねの先にしか解決の糸口がないのもまた事実である。二年を掛け、多くの方々のお力をお借りして2つの特集号の形でアーカイブされたこれらの知見と提案が、全国で今後頻発するであろう第二第三の景観紛争におけるよりよい問題解決のために役立てられることを心より願いたい。

二十一世紀は環境の世紀と言われている。再生 可能エネルギーの技術革新が進みこそすれ、退潮 に向かうことは今後もないだろう。そのような中 で、エコであることの両義性を象徴的な形で投げ かけたのが、北杜市の景観紛争だったといえる。 再生可能エネルギーを景観紛争の視角から議論し た学術成果はまだ決して多くはない。さらに言え ば、現在進行形の問題を当事者に語っていただく と同時に、その言を読んだ関連諸分野の有識者が 各々の専門的見地から論じるという体裁の学術成 果も、私は見たことがない。各人各様の立場でこ の問題と対峙することになった当事者と有識者諸 兄が、それぞれ真摯にこの困難な課題と向き合い、 知恵と力を出し合っていただくことで、このアーカイブは初めてその形をなした。非力から行き届かぬ点は多々あったものと思うが、この先駆的なプロジェクトをまとめる作業に編者として関わらせていただいたことを、私は密かに誇らしく思っている。

迷惑施設立地問題が、「はからずも迷惑施設立地をめぐって避けがたく当事者として問題に向き合うことになった事業者と行政、地域住民間の公正さに基づく信頼関係の問題」(鈴木 2015: 8)ならば、建設的な議論の一里塚は、こうした対話と相互理解をおいて他にない。科学者の社会的応答性が問われる昨今、本特集号がそのひとつのあり方を示しえたとしたら、それは編者にとって望外の喜びである。

## 文 献

鈴木晃志郎 2015. NIMBY から考える「迷惑施設」. 都市問題 106(7): 4-11.

山梨県北杜市 2006. 北杜市地域新エネルギービジョン.